調 停 申 立 書

令和８年１１月１１日

佐久簡易裁判所　御中

事件名　いじめ対応・安全確保等に関する調停申立事件
手数料額　金　６，５００円

[redacted]

〒389－0292
住所　　長野県北佐久郡御代田町馬瀬口１７９４－６
相手方　御代田町
代表者　御代田町長　小園拓志

添付書類（別冊）

別紙１（詳細申立書）　　証拠説明書
□ 関係者別対応経過一覧（追って提出）　　資料提出・説明要請事項　　甲号証（初回 22 点）

申立ての趣旨

１　相手方は、岡部温樹校長本人に過去の学校管理上の判断及びいじめの法定対応の不履行原因について説明書を作成・提出させ、本人署名付き書面を申立人に交付すること。説明事項は別紙１記載の 33 項目とし、提出期限は町が作成・提出を求めた日から２週間以内とする。

２　相手方は、学校いじめ対策組織の常設運用、いじめの疑いの情報集約、協議・判断・記録保存、重大事態申立て時の対応、全教職員への周知等を学校長に書面で指示し、毎月の履行報告と町教育委員会による確認・記録を行うこと。

３　相手方は、被害児童の安全な通常登校の再開・継続に向け、具体的な危険評価に基づく見守り担当・代替体制、即時介入、救護、保護者連絡、記録、組織的再評価及び見守り縮小・終了の判断基準を明確にすること。

４　相手方は、過去の不履行原因と是正策を対応付け、責任者、履行期限、記録・検証方法及び申立人による履行確認方法を定め、再発防止のため学校が継続的・自律的に対応する体制を確立すること。

各事項の詳細、校長への説明要求 33 項目及び期限・履行確認方法は別紙１「第１　申立ての趣旨」のとおりとする。
上記内容の調停を求める。

紛争の要点

１　本件は、御代田町立御代田南小学校における、いじめを疑う情報への組織的対応、安全確保、重大事態対応及び記録・報告をめぐる紛争である。

２　学校は2025年春から学級内の危険情報を把握し、同年11月には約３週間続いたいじめが発覚した。その後も2025年12月15日の威迫等、2026年３月４日の暴行等が生じ、被害児童の安全な通常登校は回復していない。

３　申立人は、学校いじめ対策組織による協議・判断・記録、重大事態への対応、安全確保を反復して要求した。学校長は対応不足を認識して改善を表明し、町教育委員会も６時期にわたり口頭指導を行ったが、必要な組織的対応が十分に履行されなかったと申立人は主張する。

４　2026年９月17日、学校長は法令等の「理解不足」を理由として説明した。10月８日付回答では指導内容の職員間不共有、協議・記録・文書報告の不足が説明された。申立人は、従来の判断及び不作為が継続した具体的原因の説明を求める。

５　学校及び町教育委員会は法定対応確認シートを提出したが、10月15日の協議で、その実施状況の確認方法と現場での理解・運用との整合性が争点となった。形式的整備ではなく実効的な履行・安全確保が必要である。

６　重大事態調査は第三者委員会で進行中である。本調停ではその調査の結論を先取りせず、過去の原因説明と、現在必要な学校全体の対応・被害児童の安全確保・履行確認を合意事項とする。

（詳細は別紙１の第２～第５、別冊「証拠説明書」等を参照。）